ロースクールの立場から

松浦　好治(名古屋大学)

今日は、パワーポイントを使って幾つかお話をさせていただきます。最近、ロースクールではこういうものを使うようになってきております。理由はこちらのほうが先生の話を学生は信じやすいからです（笑)。考えてみますと、法律家の仕事の一つは、相手を説得することですから、相手がうんと言ってくれそうな手段を選びます。活字では納得しない人には、パワーポイントという高級な紙芝居を試してみるというわけです。

まず、私の略歴を申し上げます。もともとの専門は、19～20世紀のイギリスとアメリカの法思想や基礎的な法理論の歴史的展開の研究でした。その中で、アメリカの法学教育の中にケースメソッドがどのような経緯で登場し、支配的なものになったのかを調べたりしました。そのうち経済学が法律学の世界でどのように使われているかを調べることをやり始めました。最近はコンピュータのいろいろな技術を使って、法律学の教育や研究をどのように革新できるのかというあたりを考えております。

私は、法律実務の経験はないのですが、大阪の地方労働委員会というところで、委員をしたり、現在の職場である名古屋大学で法務室を作って、その仕事を通して、実務の一部を体験しています。

日本の法科大学院設計の際に参考にされたのは、アメリカ合衆国のロースクールです。私は合衆国に留学したり、講義に出かけたりして、ロースクールの実情をかなり詳しく知るようになりました。先ほど高木先生は、実務と理論の交流の話をなさいましたが、合衆国のロースクールでは、理論家と実務家の交流が盛んです。理論家は、実務家に対してどんな実務をしているかだけでなく、なぜそのような実務をしているのかを尋ねるわけです。実務家は、実務が成功しているときにはあまり「なぜ？」を考えないようです。理論家から尋ねられると、もう一度実務を支えている理論を意識するきっかけになります。理論家は、実務を改善する理論を考えていますから、考えている理論を実務家にぶつけます。実務家からは、その理論を実行する困難や問題点が返ってきます。そういう雰囲気が日本の法科大学院でも作られるといいと思います。

さて、本題に入ります。「専門職育成のための授業法」というテーマで、「法科大学院の試行錯誤の現状」をお話します。といいますのは、法科大学院はまだ卒業生を出していません。卒業生という一種の製品が市場に出回っていない段階で、授業法を評価するのは、適切ではありません。本格的な評価は、もっと後になるでしょう。今日は、法科大学院の教育の構想に重点がおいた報告であるということをご注意下さい。

（以下パワーポイント併用）

○まず、今日の報告の概要をご説明します。本日の聴衆の方々は、それほど法律家とのつきあいはおありにならないと推測します。融通のきかない、堅い人間だという印象をお持ちかもしれませんが、じつは違うのです。そのことをまずお話しします。法律家というのはある種のエンジニアです。エンジニアリングは、より快適な社会を作る上で技術的な問題があれば、それを解決する仕事です。法律家は、社会やビジネスの直面している問題を立法と法律の加工（法の解釈と呼ばれています）という方法で解決しようとしているのです。ですから、法律家は、法律を言葉通りに適用するという単純作業をしているわけではありません。

次に、現在の法科大学院では、ケースメソッドという教育方法が重要だとさかんに言われています。この教育方法は、1870年代に合衆国に導入されたのですが、現在でも幾分修正されて使われています。自然科学の世界で技術革新は数年、下手をすれば半年単位で起こります。技術は、急速に陳腐化します。ところが、法律学の世界では、1870年に導入されたケースメソッドが、今でももてはやされているのです。これは、一体どういうことなのだ、とうに古くなっているはずのものがなぜ生きているのかというのが、この領域に仕事を広げた私の問題関心なのです。

次に、この報告で、ケースメソッドではなく、「新しい」ケースメソッドの理念というような言い方をする理由をお話します。結論を簡単に言えば、それは、法学教育の技術を根本的に革新することで、アメリカ型のケースメソッドではできない教育を実現したいと考えているからです。ロースクール、メディカルスクール、ビジネススクールの核心は、職業訓練学校です。高度の学問をすることに重点があるのではなく、専門職としての知識と技能を習得することが重視されます。そのための訓練環境の構築という観点からすると、ＩＴの活用が鍵を握っていると思われるのです。そのことを私の担当科目の試みをサンプルに使ってご紹介したいと思います。

（法律家の仕事のあらまし）

○法律家の仕事とはどのようなものなのかをお話しします。法律家の仕事の出発点は、依頼人の来訪です。依頼人から事情を聞き、必要な補足情報も聞き出します。いわゆる聞き取りです。ここで法律家は、情報収集をするだけでなく、依頼人に信用されなければなりません。

それから次に、「これはどの法律のどの条文の問題か」を考えて決めていきます。例えば交通事故で他人に大けがをさせた依頼人の場合には、損害の賠償、相手に対する謝罪、自動車運転免許についての警察での処分、刑事処罰などの可能性があるので、それぞれの処理の基礎として使われる基準を特定します。法律家は相手の話を聞いた段階で、これはどの法律のどの条文の問題だということは、大体直感的に分かります。大体、従来の法律学の教育の中心部分はこのあたりにあります。

基準になる条文がはっきりしないときの対応も訓練の一部になります。法律家は、すべての法律を勉強しているわけではありませんから、わからない場合もあります。そのときには、法律学の辞書や、判例集、論文などを一定のやり方で活用して、何々法の何々条の問題だと

いうことを決めます。

条文が特定できたら簡単に問題処理ができるかというとそうでないことがふつうに起こります。というのは、条文の適用条件は、かなり抽象度の高い言葉を使って書かれているので、その条文の意味は教科書や専門書を見て、確認することになります。ここまでの手順は、法学部で1年まじめに勉強すると分かります。

次に検討するのは、裁判所が条文を言葉通り忠実に適用しているかです。人間生活は複雑怪奇ですから、裁判所は適切な解決を図るために条文の杓子定規に使わない場合も起こります。その結果、古い法律の場合には、条文の使い方がずいぶんと変わってしまっていることがあります。生きているルールというのは、裁判所が実際に使うルールです。それは六法全書に書いてあるルールと同じではありませんから、本当に生きているルールは何かを明らかにするために過去の判決例(case)を分析することになります。この分析方法を訓練するのがケースメソッドといわれる方法なのです。

○日本法の場合、問題が関係する条文が分かりますと、関係する判例群は、網羅的に探し出すことができます。その判例群を見てと、その条文が裁判所でどう使われてきたのか、現在どう使われているのかが分かるという仕組みになっています。関係する判例群は、その問題に「関係しそうな判例群」から選別します。ある条文に「関係しそうな判例群」は、コンピュータ検索でリストアップできます。その数は、場合によっては1000ぐらいになります。この1000のデータのそれぞれに判例の特徴を1行程度にまとめた情報がついていますので、それを手がかりに選別を行います。若干の訓練をすると、関係するかどうかという判断を短い時間のうちにかなり的確に下すことができるようになります。

○判例というのは、先例と呼ばれることもあります。それは、昔どういう処理をしたかという記録です。この処理が現時点で見ても適切であるならば、それに従えばいいのです。しかし、適切でない場合は変更する必要があります。判例の善し悪しは、社会的な評価や専門家の評価を参考にして検討することができます。この種の情報は、教科書から部分的に入手できることがありますが、十分ではありません。

例えば、夫に愛人がいて、妻にも、愛人にも子供がいる場合、夫が亡くなって財産の相続が行われるとき、かつては妻の子供と愛人の子供の相続の権利が同じではありませんでした。裁判所は、法に従って不均等な相続を認めていたのですが、教科書の中でも、マスメディアでも、「それでいいのか」というような批判があり、とうとう法が改正させることになりました。法改正が難しい場合には、裁判所は、判例の中で徐々に法を変化させていったかもしれません。

いずれにせよ、判例を分析することによって、現在、裁判所がどのようなルールを使っているかということは、完全ではありませんが、推定することができます。同時に、そのルールに従っ

て、この事件が処理されたらどうなるかも、推測することができます。法律家の仕事は、このような推測を前提にして、自分の依頼者のために最善、つまり社会的な妥当性も考えながら、できるだけ有利な解決を図ることです。

ここで先ほど、法律家は、技術者だというお話をしたことを思い出してください。法律家は、条文やルールの意味を動かす技能をたくさん持っています。ふつう法律解釈といわれているものがそれです。法律の解釈というのは、国文解釈とか英文解釈とは全然違う仕事です。法律のルールは変えないというのが原則なので、法の解釈は、不当でない範囲で法律のルールを変えるという作業なのです。解釈で処理できないときには、法律自体を書き換える（つまり国会で法改正をする）必要がありますから、どちらで行くのかという選択の能力も求められます。法律家は、大体こんなことをやっているのです。

簡単に言えば、依頼人の利益を実現するように、法律を操作して、さまざまな事件を適切に処理する能力の全体が、法的技能だといえます。

（法律家に求められる専門技能）

○今、申し上げた法律家に必須の専門技能をリストアップしてみると、法科大学院の教育で対応すべきものがはっきりしてきます。その中心は、処理技能訓練なのですが、同時に、問題をどう処理すれば、よりよい結果になるかという構想能力の訓練も含まれます。

第一の技能は、依頼人が述べる断片的な事実から事件の全貌を再現する技能です。スライドで「事件の全貌」と「再現」にかぎ括弧がついているのは、それが実は不可能なことだからです。法律家は、事件の全貌を目撃していないのですから、それを再現することはできません。法律家がするのは、手がかりを使って自分の頭の中で、事件をいきいきとつじつまがあう形で再構築することです。それは、目撃していないのに歴史をいきいきと語る歴史家によく似ています。

第二の技能は、にわかに信じないという技能です。依頼人が本当のことをつねに言うとは限りません。たとえば、自分に都合の悪いことを言わない可能性があります。「僕の友達がトラブルで困っている」という話には、「本人のことなのではないか」という可能性も意識しなければなりません。依頼者を含めて、関係者に確かめるべきことがらをリストアップし、注意深く、何が本当で何がそうでないかを確認していくのです。

第三の技能は、立場を変えて世界を眺める技能です。人間は、さまざまな枠組みを使って世の中を見ています。とくに人間関係などは、同じに見えていることの方が少ないかもしれません。男性の中には、「女性は声をかけられることを待っている」と思っている人もいるのです。その男性が手を振ったところ、社交儀礼上挨拶を返した女性に対して、「やっぱり喜んでいる」と思うことになります。その当否はここでは棚上げし、法律家は、その男性がそういうように世界を眺めて行動していることを察知して、その人の世界を自分の頭の中で手にとるように再現できる能力が必要です。

第四は、事件に筋書きをつける技能です。事件は、そのままでは混沌としています。どう

まとめてよいかわからないこともあります。法律家は、何が起こったか分からない雑多な出来事の集積を整理して、他人が聞いて理解できるような筋書きを浮かび上がらせるのです。「話をしていたところ、相手の言い方にカッとなって、机の上にある物をとって投げつけたら、相手に当たり、死なせてしまった」というようなストーリーにするのです。そのとき証拠は、もちろん大切ですが、証拠をつないでいくストーリーも同じ程度以上に重要です。相手に損害賠償を請求するときには、法律的な説明に加えて、裁判官が「相手に落ち度があり、損害賠償を払って当然だ」と実感できるようなストーリーにしなくてはいけないのです。

第五は、カウンセリングの技能です。先ほど、依頼人は本当のことを言うとは限らないという話をしました。離婚したいと言ってくる人は、実は離婚したいのではなく、つらい胸のうちを誰かに聞いてほしいと無意識に思っているかもしれないのです。それが離婚したいという話として表現されているかもしれません。そうだとすると、法律家には、依頼人に心を開かせ、自分の本当の気持ちを意識させ、その上で問題の解決を考える能力が要求されます。

○依頼人からの聞き取りである程度のことがわかると、「現に生きている法」を特定する作業が始まります。裁判所は、条文の文言どおりに法律を用いていないことがあるということは先ほどお話しました。そのため、判決を分析して「現に生きている法」を明らかにするのです。判決というのは特定の事件に対する裁判所の判断です。法律家は、この判決から「判例」と呼ばれる将来のためのルールを抽出するのです。

例えば、こんな事件がありました。先天的に一方の足が少し短い、高齢の女性が散歩中に立ち止まり、道路標識のポールを支えにして立っていました。その女性から見えない方向から犬を散歩させた人がやってきました。突然、その犬がほえたのです。女性はびっくりして思わずポールから手を離したので、仰向けに転んで骨折してしまいました。裁判所は、この場合、犬の持ち主に損害賠償の責任があると判断しました。

問題は、この判決はどのような「判例」を作ったかです。法律家がするのは、この判決からある種のルールを抽出する作業です。この事件では、犬でした。では、猫がミャーと鳴いていたとしたら、どうでしょうか。おそらく猫であっても裁判所の判断は同じだったでしょう。では犬の形をしたロボットを連れていて、それが道路上の石にぶつかってかなり大きな音をたてたとしたらどうでしょうか。このようなことを考えながら、この判決からどのような将来向けのルールを抽出するのです。なぜなら、裁判所は同じような事件は、同じように解決しようとするからです。けれども、ある判決がどういうルールを決めたのかということが、実ははっきりしないことが多いのです。アメリカのケースメソッドが重視したのは、このルールを推測する技能訓練なのです。

法律家は、しばしば先例の限界や弱点ということを言います。先例がいいとなれば、その先例に従わなければなりません。仮に、自分の依頼人にとって都合の悪い先例があれば、その適用をできるだけ回避する努力をしないといけません。そのためには、先例の問題点を洗い出す必要があります。法律家の関心が「どこに弱点があるか」という点に向かうのは、そ

の意味で自然なことですし、そのための訓練を重視することになります。

関連して、先例群の動向を読むことを求められます。言ってみれば、先例群の中に観察される世の中の流れを見つけるのです。たとえば、「わいせつ」という概念があります。かつては、昔はひざから下を出しているだけでわいせつだと考えられたこともありました。現在のような肌の露出度でも、現在多くの場合は「わいせつ」ではなくなりました。そのうち、「わいせつ」の観念はまた変わるでしょう。世の中は動くわけです。判決はある時代の判断ですから、時代が変わると、それがそのまま維持されるかどうかはわからないという要素を常に持っています。そのため、法律家は、時代がどちらへ向かうかを推測しなければならないのです。先ほどお話しした評判のいい判決と、評判の悪い判決というような情報もこの推測をするときの参考情報なのです。

○次の作業は、予想される結果が社会的に望ましいかどうかの判断です。一応ルールに従ってやると、こうなるという予想ができるとします。しかし、ルールどおりにやって適切な社会的解決が得られるのかという考慮が必要です。法律家には、ルールを読み替える技術があります。しかし、ふつう法律家はルールを変えたとは言いません。なぜなら、社会の建前は、裁判所は法を変えないことになっているからです。ルールを若干変更しても、人々が問題にしないのは、結果がそれなりに妥当だからです。ときとして、法律家は、非常に個人的な判断を通して、社会的にこれが望ましい方向か、あるいは望ましくない方向かを考えたうえでルールの運営をしていくのです。

もう少し、説明を加えます。実質的にルールを変える場合には、幾つかのことを検討しなければなりません。一つは、当事者を納得させられるかどうかです。当事者というのは、自分の依頼人を納得させるだけではなく、相手方やその弁護士に完璧な反論を許さない程度のものにしなければなりません。裁判官にも実質的なルールの変更をやむを得ないと考えさせ、間接的に事件処理を耳にする社会の人々にとっても、最低限「落としどころはそのへんかな」と思わせるものである必要があります。

まれですが、初めから勝てないことを承知でやる裁判もあります。かつて環境権ということが言われました。良好な環境で生きる権利というようなものなのですが、私の理解では、この権利を根拠にする訴訟で勝てる見込みはほとんどありませんでした。しかし、こうした裁判によって、裁判には負けたけれども、環境権というような発想が間違いなく社会に広まりました。環境権の訴訟で弁護士の本心がどこにあったかは、わかりません。ここで、申し上げたいのは、裁判の目的は勝つことだけに限定されないという点です。

少し脱線しますが、説得という法律家の役割からすると、説得の手段を文書に限る必要はありません。口頭説明やビデオやスライド、録音記録など、関係者に納得してもらうために有効そうなものは何でも使うし、上手に使うということが法律家に求められています。最近よく使われる「パワーポイント」は高級紙芝居ですが、これも説得の道具としては有望です。

ルールを実質的に変える、つまり従来の結論を変更するには、専門家をうんと言わせるだ

けの資料や証拠を積み上げる必要があります。ここでも戦略的な観点が重要です。たとえば、資料の中には、日本での資料もあれば、外国の資料もあります。法律家の法に関する資料の使い方を観察すると、ドイツではこう、フランスではこう、アメリカではこうなっているという議論はしますが、ロシアは例に挙げませんし、今のところ、中国法にも言及しません。そこに、一定の戦略を読み取ることができます。

法律家には、新しい法律案を作るという能力も必要です。法律家に求められる専門的技能をざっとみれば、大体こんなものです。この全体をまとめるとすると、法律家は社会的な問題を解決するエンジニアであり、法学は一種の工学と考えてもよいくらいです。

（1870年代導入のケースメソッドの役割）

○次に、1870年代にハーバード・ロースクールに導入されたケースメソッドについて若干お話しします。これを導入したのはクリストファー・ラングデル（Christopher C. Langdell）というハーバードの初代の法学部長です。ミドルネームのCは、「コロンブス」です。「クリストファー・コロンブス」という名前をつけた親の期待が想像できます。彼の功績は、それまでと全く異なる専門職訓練用の教材を作ったところにあります。この教材は、イギリスの判決ばかりを集めて、編集したもので、彼は、それをcase bookと呼びました（caseというのは、英米法では判例のことを意味します）。

ケースメソッドは、二つの方法の組合せでした。一つは判例を教材として使うということです。もう一つは、一問一答方式を使うというもので、ソクラテスが弟子を教えるときに使ったやり方です。この方法のねらいは、アメリカの法廷に行ってみればすぐに分かります。日本の法廷では、活発な議論が行われることはまれです。審理の中心は書類を検討することです。ところが、アメリカの法廷では、状況が一変します。弁護士同士が論争するだけでなく、上級の裁判所では、弁護士の弁論中に、裁判官は「君の提示する問題は何だ。」とか「その判決を引用するポイントは何か。」といったような形で割り込んできます。聞かれたらすぐに答えないと、裁判官は横を向いてしまいます。的はずれのことを何回か言うと、相手にしてくれなくなります。それを防ぐためには、一問一答できっちり相手の言っていることに答えることが求められます。

ケースメソッドは、その状況を教室の中で再現しようとしているのです。先生は裁判官の役割をし、生徒は法廷で弁論をする弁護士の役割を努めるのです。このやりとりをする技能は、イギリスやアメリカのような判例法主義の国の法律家の基本技能だと考えられています。ケースブックとケースメソッドは、法廷の現場で役に立つ法律家の基本技能の訓練の基盤なのです。

次に、ケースメソッドは、瞬時の対応をする技能の訓練を目的にしています。口頭の弁論が重視される英米法の中では、弁護士は、裁判官や相手方弁護士の発言に即座に反応できなければいけないからです。一見して明らかとは言えないのですが、さらにケースメソッドは、新しい問題解決案を提示せよというプレッシャーに耐える能力を鍛えます。裁判官とのやり

とりの中で、従来の判例のルールでだめだったら、どういうルールがいいのかと、裁判官が上級の裁判所ではまれではありません。それに応えて、弁護士は、「従来の判例のルールはここに問題がある、そこで、判例のルールの適用をこのようにすることで、適切な解決ができます。」というスタイルで、代替案を提示しなければなりません。

ケースメソッドの効用をもう一つ追加しておきます。学生は、ある問題を処理するためにたくさんの判例を読みます。場合によっては、１００以上の判例を読む必要が生じる場合があります。その仮定で、学生は世の中にじつにいろいろな事件が起きたことを否応なく知ることになります。法律の勉強をして面白いのは、ここです。判決の記録を通して、法律家は、間接的ではありますが、ふつうの人が体験できない実に多様な「経験」を積むことができるのです。この経験は、法律家の視野の幅を広げるのに有益です。

最後に、ケースメソッドが扱う技能の範囲が、非常に狭いことにご注意ください。ケースメソッドは、事実関係を要約すること、両当事者の主張を簡潔に要約し、対比すること、裁判所の判例の定めたルールを抽出し、自分の側に有利なように加工できることといった数個の技能を訓練するだけです。それは、万能ではありません。実際、アメリカのロースクールは、この方法を１年生の時にしか使いません。別な言い方をすると、この技能は、１年間で身につくのです。あとの２年、３年というのは、それ以外の技能を別の教育方法で訓練しているのです。

（「新しいケースメソッド」の理念）

○さて、名古屋大学の法科大学院で提唱している「新しいケースメソッド」は、一種の標語なのですが、その中心にある発想は、法的な知識と技能はどちらも実習を通してはじめて習得できるものだから、そのための実習環境をＩＴを活用して作ろうというものです。技能の習得には、実習が不可欠だということは、多くの人がすぐに納得します。しかし、知識もそうだという人は多くないのです。知識は、覚えるものだという考えの方がまだ強そうです。しかし、「過失があれば、損害賠償しなければならない」というルールに関する知識があったとしても、具体的な事故を処理しようとすると、このルールをどのように使ったらよいかという知識あるいは技能が必要です。この部分は、実は、文章に書いたり、定義にしたりすることは非常に難しいのです。それを実習の中で「会得」してもらおうという訳です。

すでに述べましたが、事件の事実を分析して簡潔な文章に要約するというのは、法律家の基礎的な技能です。大量の資料を１，２頁のものに要約するのです。それがどの程度上手にできるかは、自分でやってみればわかります。他人の作業結果と比べてみると、もっとよくわかるはずです。

自分（あるいは依頼人）の主張を説得的な弁論にまとめる技能も重要です。それは、相手に応じたコミュニケーションができる能力です。刑事事件で裁判員が参加している場合には、法律の素人にわかるような弁論することが求められます。どんな道具（言葉、絵、写真、モデル、スライドその他）をどのように使いこなすかも、何度もやらなければ上達しません。

説明をするのも、技能です。法律をまったく知らない依頼人に説明をするときに、「法律上の要件事実によれば、法的効果はこうなっていまして・・・」というようなことを言っても、分かってもらえるはずはありません。法律専門用語で説明していることを素人にわかる言語に翻訳しないといけないのですが、これも実習してはじめてポイントをつかむことができます。

説得となると、話はもっと複雑になります。説得できるかどうかは、説得される側が何を信じているかがわかって初めて可能になります。神がいると固く信じている人とコミュニケーションするには、神がいるという前提の中で話を組み立てないと、試みは成功しません。

法律家としての専門知識と技能の習得にとって実習が決定的に重要だと言うことになれば、法律家をめざす学生全員に実習させなければなりません。誰かが代表で実技をして、それを他の学生が見ているというやり方は、教育訓練の技術レベルが低いということにほかなりません。１９世紀末に導入されたアメリカのケースメソッドは、学生の代表演技という発想で作られています。ある教室にいる１人の学生が代表演技者として選ばれます。先生が「・・・君」と指名し、あとは先生と学生のやりとりが行われます。しかし、他の学生は、実習をしていないのです。やっているのは、見学です。もっとよいのは、全員が実習することです。「新しいケースメソッド」は、技術革新によって実際に全員が実習して学ぶ環境を実現しようとしているのです。

実習は重要ですが、同じ程度に重要なのは、実習に対してコメントをし、実技を向上させるための手がかりを提供することです。実習をやらせっぱなしでは、向上につながりません。評価が必要です。その場合、私個人の考えでは、優、良、可という評価尺度よりも、合否という尺度の方がいいのです。専門職の場合、専門家として必要最低限の技能をマスターすればいいのです。それは、ちょうど、自動車教習所の実技試験が単に合否でおこなわれるのと同じです。車の運転技能は、人に大きな迷惑をかけないレベルに到達すればいいのです。

法科大学院を作るときに、大きな資源（人的、物的）は投入されませんでした。この制約条件の下で、全員に実習をさせるような教育環境はどのようにして構築できるのかは、わたくしたちの重大な関心事でした。ＩＴを大幅に導入したのは、ある意味では、やむをえない選択の結果です。アメリカのように、大量に弁護士を動員したほうがいろいろな面でメリットがあります。しかし、それをやるための資源はありませんでした。けれども、ＩＴを選択した結果、ある大きな可能性が見えてきました。それは、ＩＴを使うことによって、キャンパスにいる専門家だけではなくて、キャンパスの外の専門家を実習の現場に動員できるようになったからです。

（開発した道具類）

○実習環境を構築するため、ＩＴを活用する幾つかの道具を開発しました。道具の説明は最小限にして、それらをどのように使っているかをお話しすることにします。その方が、道具の機能をわかっていただきやすいと思うからです。申し訳ありませんが、これから使うスラ

イドは、お手元の資料に入っていません。

1．ウェブ上のシラバスシステム

お見せしているのが、ウェブ上のシラバスシステムです。法科大学院では、1学期間に15回講義をすることになっていますから、毎回何をするかということが全部ここに書いてあります。実際にも講義は、この計画にほぼそって行われます。各講義日の右端の部分を見て頂くと、そこに資料と課題の項目があります。毎回の資料と実習の課題がそこに表示され、学生は、実習をし、その結果をウェブ上で提出するのです。教員は、個別にコメントを返すことも、一括してコメントすることもできます。このシラバスシステムでは、他の学生が提出した課題レポートを他の学生が見て、評価投票できる機能も持っています。他人の作品を見て、そこから自由に学べばよいのです。

2．実技記録、フィードバックシステム

次は、実技記録システムです。実技は、記録し、本人にも、他の学生にも見せて、相互に評価し合えば向上につながります。そこで、スライドのような法廷教室を作り、そこにカメラを4台入れました。たとえば、弁論をしたときに、その全体をデジタルビデオで4方向から撮ります。その結果、証人が証言をしているときに、それ以外の人、たとえば傍聴人の様子を見たいときには、それをアップで見ることができます。裁判官がどんな顔をして聞いているか。相手方がどう反応をしているかも後から確認できるのです。この種の情報は、証人の言っていることが、どのぐらい説得力を持っているかを量るための材料となります。

これをデジタルで全部再生したら非常に時間が掛かります。そこで、収録中あるいは再生中に、検討が必要なところに印をつけることができるようにしました。そこで、「この画面でこんなことを言っているけれども、これじゃおかしいんじゃないの」というコメントをしたいときに、印を付けたところをクリックしてやると、そこの場面がすぐに再生することができるようになりました。印のところに文章でコメントをつけることもできます。

このコメントは、インターネット経由で付けたり、見たりできるので、コメントする人は大学にいなくてもいいのです。学生は、ふつう大学で収録されたビデオを見ますが、弁護士には、事務所から見てもらって、実技のいいところと悪いところに印をつけ、コメントしてもらうこともできます。

専門家のコメントを見えないようにしておいて、ある学生のパフォーマンスの「いいところに印をつけてごらん」という課題を出すことができます。学生は、それぞれに印をつけるわけです。その上で、専門家が印を付けたところと学生が印を付けたところを比較対照すると、専門家の判断と学生の判断が全然違うところがわかります。そこで、なぜ違うのかという話になるのです。このやり方で、専門家のものの見方を実感しながら、技能の向上に結びつけることができます。

３．匿名投票システム

次は、匿名投票、匿名評価システムとわれわれが呼んでいるものです。学生全員に課題を処理した結果の提出を求めます。提出されたレポートをだれが書いたか、だれが出したか分からないように加工します。たとえば、お見せしているスライドの場合、コンピュータは自動的に１人の学生に他人の書いたレポート５点を配布して、評価を求めています。学生は、レポートを読んでいいものを選んで投票します。結果は自動的に集計されて、その場で表示されます。改良中のプログラムが完成すると、学生の投票結果のとなりに、専門家（たとえば、弁護士６人）の評価結果も教示されてきます。そこまで確認して、学生の意見と専門家の意見を講義中に比較検討します。その場で、教員も学生も多くを学ぶのです。

ある種の評価については、専門家の意見を必要としません。たとえば、学生の書いたレポートについて、他の学生から一言ずつ改善点を述べてもらう（ウェブ上の掲示板に書き込んでもらいます）と、多くの場合、学生の多数意見は教員の意見と一致します。

４．文章添削システム

いまお見せしているのは、システムの英文インターフェースです。法律家の書く文章というのは悪名高いものです。難しい上に、よく分からないというのです。専門的ではあるが、わかりやすい文章を作るには、他人からの添削や意見が必要です。そこで、オンラインでできる添削環境の開発を進めています。お見せしているのは、留学生用に開発したものですが、これを日本語に変換する作業を進めています。

５．知識理解度確認システム

この道具は、学生の法的知識の理解度を確認するためのものです。従来、短答式試験と呼ばれていたものをウェブ上で利用できるようにしたものです。法律学の場合、裁判の基準となる法のルールについての知識を正確に理解していることが重視されます。この道具を使うと、学生は自分の理解度を自分で確認することができます。この試験は、原理的には、何回受けてもいいものなので、教員としては、この科目については、最終的に90％以上の正解率になっておくようにというような到達度を設定し、あとは、学生本人がそのレベルに到達するよう努力すればよいのです。これまでの国家試験のように、年に１回しか実施しないというやり方をとる必要はなくなると思います。将来的にはすべての法科大学院が協力して、この種の知識理解度確認テストを提供すればいいのではないでしょうか。

（道具をどう使いこなしているのか）

○道具の説明は、このくらいにして、実際にこれらの道具をどのようにして使っているかをご紹介します。私は、法科大学院では“Legal research and writing”という１年生対象の必修科目を担当しています。受講者数は80名で、２クラスに分けています。教室は、情報処理教育用のもので、パソコンが100台設置してあります。出席は義務にしています。という

のは、毎回課題を出して、実習に参加してもらう必要があるからです。

この科目の目標は、法律家が普通使う資料を捜し出し、分析し、新しい成果物に加工する一連の技能をマスターすることです。技能訓練として、一つは、自分で処理するという訓練と他人に処理を依頼する訓練とを含んでいます。前者の場合、こんな事件を処理するときに、どんな資料が必要かを学生にリストアップさせます。リストアップした資料を効率的に探し出して、自分のパソコンの中にすべて集められるように訓練します。さらに、集めた資料を加工処理して、レポートを提出してもらいます。後者の場合、弁護士事務所にいる補助職の人に仕事の目的、処理手順を詳しく示して、「このように仕事をしてくれ」と頼むことができるようになる技能を訓練します。専門家なら、「この仕事をするには、まずこれをやって、次に、これをやって、最後にこの形に仕上げてほしい」というように、仕事の手順を明快に示すことができるはずです。それができないと、共同作業はうまくいきません。学生の用意した指示書にしたがって、別の学生に作業をしてもらいます。うまくいかなかったら、指示書が悪いのです。その機会に自分の手順理解をより正確にすることができます。

自分で処理する作業課題の例をお話しします。よく使うのは、法律の専門論文を一つ渡して、そのポイントを200字でまとめなさいという課題です。200字というのは、忙しい人が読むときに、がまんできる長さです。事前に資料を渡してある場合には、作業時間は１５分くらいです。学生全員がレポートを提出しますが、本人の名前は表示されないようにしてあります。

シラバスシステムは、学生が短時間で評価するのに適当な数のレポートを配信します。学生は、授業中に短時間で６つくらいのレポートを読んで自分の評価を画面上で投票するのです。学生が「いい」というレポートに教師は短時間でコメントをします。「資料の出典が書いていない。だれのどういう論文で、どこに載っているか書いていないようなものは、資料として使えない」とか、「要約の部分と、この論文に対する評価の部分とが明確に分けられていない。」といった具合です。学生に書記を依頼しておけば、コメントは、全員用のメモの形で掲示板に残ります。やってもらって、その場でコメントを書き込んでおいてもらいます。

よく使う課題としては、「第１審（地方裁判所）の判決を読んで、事件の概要を200字ぐらいで書いてください」があります。事件の特徴をつかまえた事件表記の方法、事実の要約、裁判所の判断、両当事者の主張のまとめなどを入れてもらうのですが、提出されたレポートを比較してみると、最初のうちは優劣がはっきりしています。何回か作業を繰り返していくと、だんだんと欠陥だらけのものがなくなります。

活字による要約の他、図や表、画像などを使った課題もやってもらいます。素人の依頼人に説明するため、ある判決の内容を数枚のスライドにしてわかりやすく説明しなさいというような課題です。交通事故の現場の見取り図を判決文を読んで書いてもらうこともあります。

法令の改正を前提にした作業も可能です。たとえば、「現行の条文はこうなのですが、あなたの改訂提案を新旧対照表で示しなさい。新しい条文の方が、世の中をよくするという証

拠も簡単に示しなさい。」というようなものです。改正提案をスライド１０枚くらいで用意してもらうと、相当に質の高い提案説明書が提出されてきます。

先ほどから匿名投票について、お話ししてきています。最近の研究チーム内部の検討では、この作業のもっとも重要な側面は、投票で１位に選ばれることではなく、自分の索引を意識しながら、他人の作品（レポート）を読んで比較検討し評価する機会を強制的に与えるというところにありそうです。

学生の投票行動は、すべてコンピュータシステムの中に記録されています。誰のレポートが１位に選ばれたのか、ある学生のレポートは何回上位に入ったのか、ある学生は多くの人が「いい」と評価するレポートを何回選んだのかなどです。これらのデータを解析するといろいろなおもしろいことがわかってきます。

この講義の単位認定方法は、合否です。しかし、上に述べた評価に関する情報を提供することには意味があります。データをもらって、学生がげっそりすると思われるのは、「君は一つもいいレポートを書いていないけれども、いいものは分かるんだね」というものです（笑）。

最近、e-ポートフォリオと言われるものが登場してきています。学生の手元に自分の知識や技能の到達レベルを示す情報を網羅的に集めようとするものです。自分の最善の弁論を記録したビデオ、高く評価された判例調査報告書、評判のよかった意見書などのほか、法的知識の到達度情報、文章作成能力のレベルなど、単に従来のような優、良、可という情報ではなく、もっと具体的な知識、技能、能力情報を本人に還元しようとするものです。それは、専門職の訓練環境の中では、本人が向上のための情報をより具体的な形で入手できるようになることを意味しています。

今後展開の可能性があるのは、ウェブ上の文書添削です。これまでは、学生がレポートを出し、教員が添削して返すという一往復の作業でした。しかし、教員がどのようなコメントをつけるか、どこを添削するかについての情報だけを蓄積して、解析すると、多くの学生に共通してつけられるコメントと質の高い文章をより向上させるためのコメントなどに分類できそうです。また、学生が添削やコメントを受け入れるかどうかもモニターすることができます。一生懸命に添削したのに、学生がまったくそれに従わないのであれば、時間の無駄です。教員がコメントする技能の向上のためのデータも得られるかもしれません。いずれにしても、この領域は、法学の分野では今後の課題になっています。

専門職教育の分野にＩＴを導入した大きなメリットは、学生も教員もともにその技能や知識を評価されるようになるという点です。学生のレポートが残るだけでなく、教員のコメントやアドバイス、講義内容、作業手順の説明も記録として残ります。このような環境は、適切に運営すれば、フェアーな教育環境の生成につながると期待されます。

私の申し上げたい話は以上です。法科大学院の教育は、手探り状態で進んでいます。専門的な知識と技能の習得を目的とする教育では、多くの専門家の意見が適切に反映される教育環境と学生が自分の成長度を自分でかなり把握できる環境を提供することでバランスのとれ

た教育が実現するのではないでしょうか。

専門職育成のための授業法
ー 法科大学院の試行錯誤例 ー

名古屋大学大学院法学研究科
松浦好治
2005.3.11

報告の概要

1. 法律家の仕事のあらまし
   どのような技能が求められているのか？
2. 1870年代導入のケース・メソッドの役割
3. 新しいケース・メソッドの理念
   ITの活用による技術革新
   技能向上につながる継続的なフィードバック
4. 実例:どのように道具を活用しているのか

2

1.法律家の仕事のあらまし

Step 1: 出発点:事案の説明

↓ 依頼人の説明や依頼人からの事件の聞き取り

1-1: 条文の特定: 実定法の教育の第一目標

↓ 特定のための手がかり:法に関する情報の分類
(兆候から病気を特定し、処方を考える)

1-2: 1-1で条文が特定できないとき、どうするか

↓

1-2-1:事案の説明中のキーワードを手がかりにする

3

条文が特定できたら

Step 2:「現に生きている法」を特定する
どのような情報源を使って特定するか？

2-1: 出発点:法令の規定の要件事実を特定する

↓ 法のルールの構造:「・・・という事実があったら(要件事実)、・・・という効果が発生する」という枠組みで法を理解するという約束

2-1-1: 教科書(必要なら複数参照)

ただし、規定が文言どおりに裁判所で使われているとは限らない
そこで判例の調査へ

4

2-2: 当該条文に関係する判例群を特定する

↓

2-2-1: 当該事案に関係する判例群のリストを作成する

↓ 判例(先例)を個別に分析し、検討する

判例の流れ、当該判例の位置づけ、
判例の社会的な評判に関する情報を読み取る

2-2-2: 現に生きている法にそのまま従うと
この事件はどうなるかを予測する。

5

Step 3. 暫定的結論で「いいかどうか」を考える。

↓ もし、そのままでよければ、説明資料を作成する。

「よくない」ときには、暫定的結論を動かす工夫を始める

法解釈技術の動員

個別事件の適切な処理と将来のためのルールづくり

法改正のための作業

6

法律家に求められる専門技能

Step 1: 出発点:事案の説明

(1)断片的な事実から「事件の全貌」を「再現する」技能
(未体験の事件を頭の中に再現する能力)

(2)依頼者や関係者に確かめるべき「必要な事実」をリストアップできる能力

(3)事件を一つの筋書きのある話にまとめる能力

(4)当事者の「本当の問題」を推察する能力
(真実を述べていないという可能性を処理できる能力)

7

法律家に求められる専門技能

Step 2:「現に生きている法」を特定する

(1)先例は何を決めたのかを抽出できる能力

(2)先例の限界や弱点を分析できる能力

(3)先例群の動向を読むことのできる能力

(4)先例が社会にどの程度受け入れられているかを測ることのできる能力

(5)個別の事件事実を先例にあてはめると、どのような結論になるかを推察できる能力

8

法律家に求められる専門技能

Step 3. 暫定的結論で「いいかどうか」を考える。

(1)結論が当事者を納得させることができるかどうかを推察できる能力 (より広く社会の聴衆も対象)

(2)文書や口頭説明で当事者を納得させる能力

(3)結論を変更させるため、現行法を操作し、加工し、その見解を受け入れさせるための資料を集める能力

(4)新しい法案(あるいは改正案)を準備できる能力

9

2. 1870年代導入のケース・メソッドの役割

Christopher C. Langdellによる導入

主教材の変更:教科書から編集された判例集へ
(case book、のちに cases and materialsに変化)
判例の使用(case method)と一問一答方式(Socratic method)の組み合わせ

対象とした技能 (主として、step 2レベルの技能)
(1)判例法主義の国の法律家の基本技能の訓練
(判決から判例を抽出する)
(2)法廷内での裁判官と弁護士のやり取りの訓練
(3)問題解決案の提示能力の訓練

10

3. 新しいケース・メソッドの理念

(1)法的知識と技能を実習を通して習得できる環境を用意する

「実習」概念の拡張:
知識を使う、事実を分析して文書化する、弁論をする、説明をする、説得をする、安心させる

(2)全員が実習に参加する
実習の評価をフィードバックする
優、良、可という評価尺度を弾力化する

(3)環境構築の道具
ITの活用による技術革新
キャンパス外の専門家資源のキャンパスへの動員

11

開発した道具類

モジュール1:シラバス・システム

モジュール2:専門技能実技ビデオ収録システム

モジュール3:匿名評価システム

モジュール4:ウェブ上の文章添削システム

モジュール5:択一式問題による学習理解度確認システム

12